

第三章 国際経済法学研究科と国際社会科学研究所国際経済法学系

経済学部と経営学部における法学講義は、両学部が一九六六年に分離するまで、「民法」を山崎邦彦、「商法」を清水新、そして「行政法」を成田頼明の三名で分担し、法学の一般教育もこの三名が担当していた。しかし経済学部と経営学部の分離後は、民法と商法の教員は経営学部に移籍し、また一般教育の法学（講義科目は、「憲法」および「法学」）も経営学部が担当する一方、経済学部では一九七六年に、経済法や労働法あるいは市民法といった応用法学をその特色として打ち出した経済法学科が創設された。

こういった法学分野の教育研究をまとめて、一九九〇年四月、修士課程を提供する国際経済法学研究科が学部を持たない独立大学院として創設された。国際経済法学研究科における法学教育は、経済関係法や国際関係法を中心とする応用的あるいは実務的分野が中心であり、その一方、憲法や民商法・刑事法あるいは訴訟法等の基礎的な法学分野の教育体制は必ずしも十分なものではなかった。なお一九九五年より、世界銀行と横浜国立大学全体の協力による英語での留学生対象・修士課程プログラムである「インフラストラクチャー管理学プログラム（IMP）」の事務局機能も置かれ、さらに二〇〇一年度からは、移行経済国の政府職員を対象としたJICA（国際協力機構）との連携プロジェクトである「法整備支援コース（LSDP）」も開設された。なおこの法整備支援コースは、二〇〇六年度からは「法と公共政策コース（LPP）」に発展している。

二〇〇四年四月、経済学部および経営学部を軸とする全学的な協力によつて、いわゆる法科大学院（ロースクール）が、国際社会科学研究所の法曹実務専攻（専門職大学院）として創設された。そして、それまでは必ずしも

十分ではなかった、憲法や民商法、刑事法あるいは訴訟法といった、いわゆる主要六法科目の教育研究に携わる教員が大幅に増員された。また法科大学院の設立に伴い、経済学部の経済法学科は解消され、経済法学科所属の教員はすべて、経済学部あるいは経営学部ではなく国際社会科学研究所に所属することとなった。そして二〇〇七年現在、法律系の教員は、修士課程では法曹実務専攻（ロースクール）あるいは国際経済法学専攻、博士（後期）課程では国際経済法学専攻あるいは国際開発協力専攻の担当として、国際社会科学研究所に所属している。

一 行政法・経済法

経済学部における専任教員による行政法の講義は、一九五四年五月に成田頼明が横浜国立大学経済学部に専任講師として赴任したことに始まる。成田は、同年六月、法制局参事官補（一九六三年四月、参事官）に併任され、この併任は一九六七年四月まで続いた。なお、この時期、教育学部では、行政法研究者である荒秀が、成田と同様、法制局参事官補（一九六三年四月、参事官）との併任のまま、法学担当教官として採用されている。

経済学部における行政法教育の担当者は、経済学部と経営学部の分離がされるまで、成田頼明（行政法）によつて担われ、「行政法」という区分で授業科目が配置されていた。

一九六五年、経営学部が経済学部と分離するに伴い、経営学部における行政法の専任教員として、新たに藤谷正博が採用された。他方、経済学部では成田が引き続き行政法学の研究・教育を担当した。一九七五年には來生新が採用され、経済法の研究を担当した。また、一九八九年一月には（財）電力中央研究所の研究者であつた三邊夏雄が経営学部二部の行政法担当として、また同年四月には北村喜宣（在職は二〇〇三年三月まで）が経

済学部の行政法担当として採用された。一九九〇年四月には、弁護士を経て公正取引委員会で活躍していた村上政博が国際経済法学研究科に採用され（在職は二〇〇二年三月まで）、主に競争法や通商法分野での教育・研究を担当した。さらに一九九三年五月には、建設省や内閣法制局で豊富な実務を経験した西谷剛が加わり、行政法（特に計画行政法）の分野の教育・研究を担当した（二〇〇四年三月退官）。

一九七六年、経済学部には経済法学科が新設され、成田が行政法科目の講義を、前年に着任した來生が経済法を担当した。一九九〇年四月、国際経済法学研究科が創設された。同研究科の創設により、経営学部の商法講座と二部学科目の行政法とは、同研究科の専門講座に振り替えられた。とくに同研究科では、企業等の法務実務を念頭に置く応用法学をその特色として打ち出し、行政法科目もその方向を指すものとして位置づけられることとなった。実務に役立つという観点をも重視したために、行政法科目については、成田とともに、豊富な実務経験を有する三邊と西谷が配置された。二〇〇四年四月、横浜国立大学でもいわゆる法科大学院の創設が認められ、法科大学院は、国際社会科学科学研究科の法曹実務専攻として再編された。これに伴い、経済学部では経済法学科を廃止し、「経済と法コース」を新たに設けた。

経済学部、経営学部の協力により法科大学院が創設されたことにより、両学部に属していた法律系教員は統一組織に所属することになった。そこで、学部における法学教育については国際社会科学科学研究科の法曹実務専攻および国際関係法専攻の教員（法律系教員）が担当することになった。

経済学部の行政法の講義は経済学部で事務を担当し、経営学部の学生も受講可能であり、法科大学院の所属教員が講義を担当することになった。講義科目は、「行政法」（各半期二単位）とし、行政法学の基礎教育を徹底して行うこととされた。

二 民法

経済学部における専任教員による民法の講義は、一九四八年九月に山崎邦彦が当時の横浜経済専門学校に赴任したことに始まる。山崎は、一九四九年一月一日に横浜国立大学講師を兼任したので、経済学部における民法の講義はこの年から専任教員によって担われることになった。経済学部における法学教育の担当者は、経済学部と経営学部の分離がされるまで、山崎邦彦(民法)、清水新(商法)、成田頼明(行政法)という体制であり、一般教育もこの三名が担当していた。民法は、「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」という区分で授業科目が配置されていた。

一九六六年、経営学部が経済学部と分離するに伴い、民法と商法の専任教員は経営学部に移籍し、商法は講座科目として一部(昼間)、民法は学科目として夜間(二部)に張り付くことになった。また、一般教育法学の教授ポストを得て、全学の一般教養科目として経営学部が法学(講義科目としては、憲法と法学)を担当することになった。経営学部で商法の重要性が高いことはいうまでもないが、経営学部における法律科目の位置づけがすべて異なってしまったことは、横浜国立大学社会科学系における機能的な法学教育という点で大きな障害となり、経済学部、経営学部における法学教育の機能的遂行、ひいては組織的な統一ということが両学部に所属する法律系教員の悲願となった。なお、一九八九年四月、経営学部にいわゆる臨時増募ポストとして法学の助教授ポストが認められた。このため、経営学部でも、法律系教員は最も多いときで五名に達した(民法担当教員は、山崎邦彦、田谷峻〔在職一九七四年四月～二〇〇五年三月〕)。

経済学部では、一九七六年に経済法学科が創設され、民法・労働法担当として、山口浩一郎(在職一九六六年四月～一九七〇年三月)、新美育文(在職一九八三年四月～一九八六年三月)、山田卓生(一九八〇年四月～一九八八年三月)が民法講義を担当した。創設された経済法学科は、応用法学をその特色として打ち出しており、ユニークな学科ではあるが、その反面、民法についてはその基本科目が私法原論という通年四単位(必修)の講義

科目が中心であった。民法の専門家による目から見ると、他の多くの大学の経済学部では総則・物権で通年四単位、債権で四単位（少なくとも半期二単位）程度は必修科目として開講されており、本学経済学部の民法の講義体制は、遺憾ながら必ずしも強固なものではなかった。民法に関連する応用法的な講義で民法を補完するように構想されていたと思われる。

一九九〇年四月、国際経済法学研究科が創設された。その経緯等については、他で詳しく論じられることであろうから、ここでは省略する。同研究科の創設により、経営学部の商法講座と二部学科目の民法は、同研究科の専門講座に振り替えられた。とくに同研究科では、「国際」という観点を重視したために、民法については、比較法的な手法を重視した講義科目（たとえば、比較財産法、比較契約法、比較民事責任法など）が配置された。また、研究科創設とともに森井英雄（在職一九八八年四月～一九九三年三月）が債権担保法を担当し（商法の部分も参照）、後任として秦光昭（在職一九九七年四月～二〇〇一年三月）が同法を担当した。当初は、民法担当教員は山田卓生、円谷峻であったが、山田卓生が退職の後は、松尾弘（在職一九九四年四月～二〇〇三年三月）が招聘され、開発法学のほかに民法関連科目をも担当した。なお、二〇〇一年四月に開始されたJICAからの派遣留学生に対する英語専門教育においても、Civil Law, Contract Law という講義科目が開講されている。

二〇〇四年四月、横浜国立大学でもいわゆる法科大学院の創設が認められた。なお、本学の法科大学院は、国際社会科学研究所の法曹実務専攻という組織である。法科大学院の創設は、全学の協力、とくに経済学部、経営学部の協力なしには不可能であった。とりわけ、経済学部は、経済法学科のスクラップを了承し、法科大学院の創設のために多大な犠牲を払ってくれた。思うに、横浜国立大学における社会科学系学部の歴史の中でこのような英断は稀だったのではあるまいか。私は、経済学部の決断を高く評価するとともに、同学部のさらなる発展を願わざるにはいられない。

創設された法科大学院では、未修者が多く進学するであろうとの想定により、一年次には民法を徹底的に理解

させることにした。この方針のもとに民法の各領域をくまなく教育するカリキュラムが設けられた。また、法科大学院の民法講義を担当するために、奥山恭子、今村与一、高橋寿一、渡邊拓、角田美穂子が招聘された。

経済学部、経営学部の協力により法科大学院が創設されたということは、両学部にもポストを有していた法律系教員が統一組織に所属することになったことをも意味する。そこで、学部における法学教育をどのようにするか重要な問題となった。国際社会科学研究所の法曹実務専攻および国際関係法専攻の教員（法律系教員）が、学部における法学教育を担当することになったのは、法科大学院創設の経緯から当然のことであった。民法について言えば、講義は経済学部で事務を担当し、経営学部の学生も受講可能であり、法科大学院の所属教員が講義を担当することになった。講義科目は、民法Ⅰ・民法Ⅶ（各半期二単位）とし、家族法を含めた全領域を網羅することにした。

また、経済学部では、経済法学科を廃止したが、「経済と法コース」を新たに設けた。民法の専門家の立場から言えば、経済学部や経営学部においては応用的な法学教育よりも法学の基礎教育を徹底して行うことが、むしろ有意義だと思われる。このような観点から経済学部において「経済と法コース」での法学教育が体系的に行われることは、新たな経済学部の発展につながるものだと思われる。いずれにせよ、法学系教員が組織的に統一されたことにより、学部レベルでも民法に関する在るべき授業体系が整備されたことになる。

三 商 法

横浜国立大学における商法の研究・教育は、一九四七年一二月に清水新が横浜経済専門学校に着任したときに

始まる。清水は、『会社法』（一九六七年）、「商法総則・商行為」（一九六九年）、「手形・小切手法」（一九七〇年）など商法全体について著作を公刊するとともにそれらについての講義も担当した。清水は、一九七九年に定年退官するまで、本学における商法学の研究・教育の確立と発展に尽力した。また、「労働組合と民主主義」（労働講座第二巻、一九五〇年）、「賃金」（労働講座第五巻、一九五〇年）など労働関係の研究にも貢献するとともに、商業高校用教科書である『法規』（一九五二年）の執筆にも携わるなど、その活動領域は多岐に亘った。経営学部長、図書分館長として学内行政にも貢献し、また神奈川地方労働基準審議会委員、横浜弁護士会懲戒委員会委員等を歴任して社会貢献にも力を尽くした。

一九七五年に久留島隆が経営学部に着任し、以後、大学院国際経済法学研究科学およびその後設立された法曹実務専攻において、商法の教育・研究の中核となった。久留島は、商法・会社法・有価証券法を専門分野とし、『企業のトラブルと判例法』（一九九四年）、「陸上運送人の損害賠償事由と賠償額の関係」（『法学研究』（慶応大学法学部）七三巻一二号 二〇〇〇年）などの著書・論文がある。一九九七年から一九九九年まで大学院国際経済法学研究科長を務め、また横浜ティールオー株式会社取締役、株式会社モスフードサービス社外監査役を務めるなど大学の内外において貢献している。

一九七八年には大澤康孝が経済学部に着任し、経済法学科において企業法を担当した。大澤は、商法・保険法・有価証券法を専門分野とし、「生命保険における自殺免責」（『八〇年代商事法の諸相』所収）（一九八五年）『公序良俗と保険法』（エコノミア五一巻四号）（二〇〇一年）などの論文がある。一九九九年から二〇〇二年まで経済法学科長として大学院教育への重点移行との調整を図りつつ経済学部における法学教育の充実に尽力した。経済学部では、経営学部の商法講義とはやや異なった視点から、商法全体を企業法として捉えた講義が提供され、さらに後に講義名称は企業関係法と改められた。企業関係法ゼミナールは、二〇〇六年度の最後の卒業生にいたるまで多くの卒業生を輩出した。この時期、商法分野については、経営学部で、商法総則・商行為法、会社法、有

価証券法などが提供され、経済学部では企業関係法が提供されており、学部における商法教育としてはかなり充実したものが提供されるようになっていた。

国際経済法学研究科の創設に向けて、一九八八年に、ニチメン株式会社の常勤監査役であった森井英雄が着任した。森井は、『代金回収の法律と実務手続き』（一九七六年）、『監査役の法律と実務』（一九九三年）などの著書・論文がある。本学では、消費者取引、倒産処理、債務管理、リスク回避の法技術などの講義を担当し、実務的、応用法的な商法分野がカバーされることとなった。一九九〇年に独立大学院として国際経済法学研究科が創設され、森井が一九九三年に退官するまで森井、久留島、大澤の三名の充実した体制で修士課程と学部の商法教育が提供された。この時期多くの他大学からの大学院入学者、また多くの外国人留学生が商法の修士の学位を取得して国際経済法学科の大学院を修了した。とくに民商法を希望するアジア諸国の留学生が多く見られた。

二〇〇四年からは、法曹実務専攻が創設され、従来からの学部の商法、大学院の商法と併せてロースクールにおける商法教育を担当することとなったが、多くの時間とエネルギーが法曹実務専攻の教育に注ぎ込まれるようになった。法曹実務選考の実務家専任教員として、横浜弁護士会から川島清嘉が二〇〇四年に着任して、商法は再び三名の充実した体制となった。川島は、一九八二年に米国カリフォルニア大学バークレー校にてLLMを取得、一九九五年から一九九八年まで最高裁判所司法研修所教官を務め、また二〇〇四年から二〇〇六年には旧司法試験第二次試験審査委員（商法）を担当している。法曹実務専攻においては、法曹倫理、商法演習、民事模擬裁判、民事法総合演習、法律相談などを担当している。『民事訴訟審理』（二〇〇〇年）、『法科大学院ケースブック民法』（二〇〇四年）（いずれも共著）などの著書がある。法曹実務専攻ではほかに、久留島が商法Ⅱ（企業資金調達と法）、商法Ⅲ（企業取引と法）、大澤が、商法Ⅰ（会社法）を担当し、久留島、大澤、川島が共同で商法演習を担当している。

法曹実務専攻の設立以降、学部の商法教育は、経営学部が担当することとされ、経済学部学生も同じ講義を履

修できる。この商法の講義については、法曹実務専攻が責任を持つて提供している。商法総則・商行為法、会社法、有価証券法が提供されている。企業関係法は廃止された。また法曹実務専攻に実定法を学ぶ学生が集中するという判断から、残る国際関係法専攻については多くの実定法科目が整理されたが、商法についても科目は激減した。現在、商法、比較法研究という講義科目において実定法科目の履修希望者に提供している。国際経済法専攻が解消されたため、商法を専攻する日本人の学生は従来の大学院にはほとんど来なくなつたが、アジア諸国からの留学生は引き続き日本の民商法の研究を希望している。商法科目が少なく、学生を指導する教員体制も十分とはいえないが、上記商法科目のほかゼミナールや英語による講義(Commercial Law など)によりこれらのニーズにこたえている。

四 民事訴訟法

本学社会科学系における民事裁判制度・民事訴訟法分野の研究・教育は、一九八九年四月に、坂田宏が京都大学大学院博士後期課程を修了して経営学部に着任したことに始まる。坂田は、後に国際開発研究科に所属を代えながらも、二〇〇二年四月に東北大学に転出するまで、一三年間在職した。この間、坂田は、経済学部、経営学部の授業とともに、国際経済法研究科(国社国経法系)において、「日本の裁判」の授業を担当した。坂田は、主として、民事訴訟における自己決定権ともいふべき処分権主義の現れ方・作用に学問的問題関心を有し、「消極的確認訴訟」や「同時履行関係訴訟における引換給付判決」に関する論文を出発点とした関係論文を『民事訴訟における処分権主義』(二〇〇一年)の著書に纏めている。

坂田が転出した後は、直ちに、成城大学から野村秀敏が、国際社会科学研究所教授として着任し、関係分野の研究・教育を引き継いだ。野村には、『予防的権利保護の研究』（一九九五年）、『破産と会計』（一九九九年）、『民事保全法研究』（二〇〇一年）、『民事訴訟法判例研究』（二〇〇三年）などの著書がある。法科大学院（法曹実務専攻）の発足を控え、さらに、二〇〇五年四月には、伊東俊明が国際社会科学研究所に小樽商科大学から着任した。伊東の主たる問題関心は、「不知の陳述の規制」（民商法雑誌一一七巻四―五号、六号・一九九八年）など、民事訴訟の審理過程における当事者の行為の規律の在り方にある。

法科大学院の発足とともに、実務家専任教員として弁護士杉原光昭が着任した。杉原は、「民事訴訟演習」「民事実務演習」「民事模擬裁判」「法律相談」の授業科目を担当して二〇〇七年度まで在職した後、二〇〇八年度には法曹実務客員教授（いわゆる「みなし専任」）としてさらに法科大学院の教育に力を注いでいる。

五 刑法・刑事訴訟法・法社会学

横浜国立大学における刑法・刑事訴訟法分野の研究と教育は、一九七八年四月に田中利幸が経済学部に着任したことに始まる。田中は、その後、経済学部および大学院国際経済法学研究科の教員として精力的に刑法の教育指導と研究を続け、「刑法」、「国家と法」、「違法活動と法」、「経済犯罪」、「国際刑事法」、「Criminal Law（英語講義）」等々の講義やゼミナールを担当している。二〇〇四年度には、開設早々の法科大学院・法曹実務専攻（いわゆる「ロースクール」）の初代専攻長を務めるとともに、ロースクール講義としては「刑事法基礎」や「刑法演習」および「刑事法総合演習Ⅱ」等を担当するというように、現在も本学の刑法・刑事法のみならず法律系分野の教

育研究の中心として活躍している。また著作は、『現代刑法講座』（第一巻、一九七七年）、『現代行政法大系』（第二巻、一九八四年）、『刑法理論の現代的展開…各論』（一九九六年）、『新判例コンメンタール』（第一巻、一九九六年）をはじめ、多数の著作や論文を発表している。

刑事訴訟法が専門の佐藤隆之は、東京大学助手を経て、一九九五年四月に経済学部講師として着任し、一九九七年からは助教授として、学部では「裁判法」を、また大学院では「刑事手続法」を担当する一方、研究面では「報道機関の取材ビデオテープに対する捜査機関の差押処分が憲法二一条に違反しないとされた事例」（ジュリス ト一〇九九号、一九九六年）や、「コントロールド・デリバリーをめぐる諸問題」（エコノミア四七巻四号、一九九七年）といった意欲的な論文を発表した。二〇〇二年一月、佐藤は東北大学に転出し、ロースクールでの教育と研究に活躍している。

刑法が専門の齋野彦弥は、成蹊大学・北海道大学を経て、二〇〇二年四月に国際経済法学専攻の教員として着任し、法曹実務専攻の設立後はロースクールで、「刑法Ⅰ」、「刑法演習」、「刑事法総合演習Ⅰ」等の講義を担当している。また、刑法学（犯罪論）体系の認識論的構造とその因果論的意味を中心とした研究を展開し、『故意概念の再構成』（一九九五年）、「原因の複数と因果性について」（現代刑事法二六号、二〇〇一年）、「因果関係・共犯と自律・自己決定」（刑法雑誌四一巻二号、二〇〇二年）等々の著書・論文を発表している。

二〇〇三年の四月には、長井圓（刑事訴訟法）がロースクール教員として着任した。神奈川大学を経て本学に赴任した長井は、「刑事訴訟法」、「刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱ」、「現代型犯罪と刑事手続」等の講義を担当する一方、クレジットカード犯罪や組織犯罪、あるいは脳死と臓器移植問題等を対象とした研究活動を展開し、『消費者取引と刑事規制』（一九九三年）、『刑事訴訟法』（一九九三年）、『カード犯罪対策法の最先端』（二〇〇〇年）等々の著作・論文を発表している。

辰井聡子（刑事法学）は、桃山学院大学を経て、二〇〇四年に本学の法曹実務専攻の助教授として着任した。

ロースクールで「刑法Ⅱ」、「刑事法総合演習Ⅰ」、「Tutorial」等の講義や指導を担当する一方、研究の面では因果関係論や生命倫理と刑法の関係といった問題を追及して、『因果関係論』（二〇〇六年）、「犯罪地の決定について」（上智法学論集四一巻二号一九九七年、三号一九九八年）、「生命科学技術の展開と刑事的規制」（法律時報七三巻一〇号、二〇〇一年）等の論文を発表している。

ロースクールの実務家教員としては、二〇〇四年度からは徳江義典が、また二〇〇五年度からは佐藤光代が教鞭を執っている。徳江は検察官の経験を踏まえた弁護士活動を行っていて、「刑事実務演習」、「刑事法総合演習Ⅱ」、「刑事模擬裁判」、「法曹倫理」等の講義を担当している。また、現職の検察官である佐藤は、捜査・公判に携わった経験を基とした刑事訴訟実務の実態を、「刑事訴訟演習」、「刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱ」、「刑事模擬裁判」、「裁判員制度と刑事訴訟」、「刑事実務演習」等々の講義や演習を通じて教育指導している。

なお、法社会学の分野では北原龍二が、一九九七年の一〇月から一九九九年三月まで、経済学部と大学院国際経済法学研究科で指導にあたった。北原は東京大学で研究生生活を始めて、信州大学と宇都宮大学を経て、一九九一年に本学の教育学部教授として着任した後は、医療と社会制度の関係という分野を中心に、『高度成長下の生活世界』（一九九四年）、『保健医療社会学の潮流』（一九九八年）等々の研究を発表する一方、広く社会学関係の講義や演習を行ってきた。教育学部の改組に伴い経済学部に移ってからは、学部では「社会と法」や「基礎演習」を、また大学院では「社会制度と法」や「総合演習」等々の講義や演習を通じて、法と社会の関係に関する教育指導に尽力した。一九九九年の退官後、北原は研究・教育の場を桜花学園大学に移し、現在も精力的な教育・研究活動を展開している。

六 憲 法

憲法分野では青柳幸一が、慶應義塾大学講師を経て、一九八二年に本学経営学部に着任した（比較経営講座）。青柳は経営学部においては「日本国憲法」および「比較法制度論」、大学院国際経済法学研究科では「国際化と人権」および「日本の政府機構」、国際開発研究科では「比較人権論」、そして国際社会科学研究科では「国際化と人権」および「比較統治機構論」などの講義を担当し、博士後期課程でも院生を指導した。また日本公法学会、全国憲法研究会、国際憲法学会、国際人権学会、日独法学会などに所属し、司法試験考查委員、新司法試験考查委員を歴任するとともに、人権の基礎理論、人権の実効的保障などを研究した。主な著書に、『自由・平等・友愛』（共著、一九九二年）、『現代法学入門』（共著、二〇〇四年）、訳書に、ユッタ・リンバッハ『国民の名において』（共訳、二〇〇一年）、などがある。青柳は法曹実務専攻入試ワーキンググループ委員長に就任、二〇〇三年に法科大学院就任を承諾するも、その設立が有力となった段階で移籍を表明、二〇〇四年に本学を辞職、筑波大学に転じた。

二〇〇二年、君塚正臣（博士〈法学・大阪大学〉）が、東海大学、関西大学を経て本学に着任した。君塚は、講義では法曹実務専攻「憲法Ⅰ」などを担当している。主著に『性差別司法審査基準論』（一九九六年）、『Virtual憲法』（共著、二〇〇五年）がある。

二〇〇五年、原田一明（博士〈法学・東京都立大学〉）が、國學院大學、東京都立大学を経て本学に着任した。原田は講義では法曹実務専攻において「憲法Ⅱ」などを担当している。また主著に、『議會特權の憲法的考察』（一九九五年）、『議會制度』（一九九七年）がある。

七 社会 法

労働法・社会保障法・環境法という、いわゆる「社会法」諸科目は、松田保彦が一九七〇年に経済学部経済学部法学科に赴任したことに始まる。松田は、その後一九九五年に退官するまで、経済学部および経営学部、国際経済法学研究科、そして国際社会科学研究所において、「労働法」、「比較労使関係法」、「企業の国際化と労使紛争」、「日本の労働法と労使行政」等の諸講義を行う一方で、その研究の成果を「労働組合の民事免責補論」（一九七六年）、「紛争処理手続きとしての行政」（一九九三年）、「雇用機会均等法と男子賃金・昇給格差」（一九九五年）等の諸論文や、『注解労働組合法』（一九八五年）、『新労働法読本』（一九九四年）等の著書で発表した。また松田は、本学が一九九五年に日本政府および世界銀行と協力して途上国の人材育成支援のために立ち上げた、世界銀行奨学生（留学生）を対象に講義および研究指導はすべて英語で行う、全学体制の分野横断的修士課程である「インフラストラクチャー・マネージメントプログラム」（社会基盤管理学課程）について、政府や世界銀行との交渉から、カリキュラムの立案・調整、そして具体的な運営や講義・研究指導等に至るすべての過程において、まさに中心として活躍し、その後に本学で発展した多様な国際化プログラムの基礎を築いた。

一九八九年に経済学部経済法学科に赴任した加藤峰夫は、当初は学部の講義では「基礎法学」を、また大学院では「損害と保障」を担当していたが、その後は、専門の研究分野である環境法を基礎とする「国際環境法」、「環境法」、「自然保護法」、「環境法政策」等の環境法政策関連科目を担当している。研究においては環境法全般を対象とし、『環境法』（一九九五年）、「地球温暖化の政治経済学」（一九九七年）、「世界の環境アセスメント」（一九九六年）、「Governance for Sustainable Development」（二〇〇二年）、「環境法政策と環境法体系」（二〇〇四年）等の著書や諸論文を発表する一方、特に専門とする自然公園制度の分野では、「自然公園におけるオーバークース対策の現状と課題」（二〇〇〇年）、「改正自然公園法『利用調整地区制度』活用 に際しての課題」（二〇〇三年）

『地域』が支える『国立公園』（二〇〇五年）等々の諸論文を発表している。

二〇〇三年に経済学部経済法学科に赴任し、その後学部と大学院における教育研究を積極的に展開している関ふ佐子は、専門分野は社会保障法であり、講義は学部では「社会福祉法」、大学院で「社会保障法」と「高齢者法」を担当している。また研究では、特に高齢者を対象とする社会保障政策を対象に積極的な著作および社会活動を展開しており、『The Role of the Government and the Family in Taking Care of the Fragile Elderly - A Comparison of the United States and Japan』（二〇〇一年）、「高齢者をめぐる社会保障法理－メディアケアに見る」『高齢』保障の視点（二〇〇二年）、「諸外国の年金制度の構造・アメリカ」（二〇〇四年）等々の論文を発表している。

八 国際法・外国法

本学の社会科学系学部・研究科における「国際法」や「国際私法」に関連する分野の教育・研究は、経済学部経済法学科における専門科目「国際法」に始まり、かなりの期間非常勤に頼ってきたが、ようやく一九八一年四月に柳原正治が着任したことに伴い、常勤体制に入るようになった。そして、柳原が九州大学へ異動するとともに、一九八九年から一九九一年度までは柳赫秀が専任教員として担当したが、一九九二年度から新設された国際経済法学研究科へ移動するに従い、（学内）非常勤講師担当体制になった。国際私法の場合は、根本洋一が一九八七年度に赴任して以来専任教員として担当してきた。

一九九〇年度に独立の法学研究科として設置された国際経済法学研究科においては、国際法・外国法の分野は

国際関係法専攻の国際関係法コースや開発協力コースにおける主要な基礎的な分野として「国際法」や「国際私法」のみならず「E.U.法」や「外国法」の分野の科目が開講されるようになり、しかもそれぞれの分野において豊富な講義科目がたてられ、それらの科目を以下のような専任教員が担当してきている。

「国際法」分野では、経済学部から移動してきた柳赫秀が一九九二年度から「国際経済組織」を担当し、教授に昇進した一九九八年度と二〇〇三年度には「国際経済法」を、一九九九年度から二〇〇二年度まで「国際法と国内法」、一九九九年度から二〇〇一年度まで「国際通商法」を担当している。また、二〇〇三年度まで二〇〇四年度以降は「国際経済法」（法曹実務専攻科目）、「国際金融法」及び「国際法特殊講義Ⅱ」を担当している。そして、一九九三年度「開発協力コース」の開設に伴い赴任してきた森川俊孝が「国際条約」、「国際協力機構」及び「開発の国際法」を二〇〇三年度まで、法曹実務専攻が設置された二〇〇四年度からは「国際法」（法曹実務専攻科目）、「国際協力法」及び「国際法特殊講義Ⅰ」を担当している。それから二〇〇三年七月に赴任した荒木一郎は、通商産業省（経済産業省）において長年通商交渉に携わった後、世界貿易機関事務局法務官として通商に関する国際紛争の処理に関与した実務上の経験をもとに、「国際通商法」や「経済法制と多国籍企業」を、また二〇〇四年度以降は「通商規制法」（法曹実務専攻科目）や「国際法特殊講義Ⅲ」を担当している。

なお、「国際法」分野は、二〇〇七年度からは、「国際法Ⅰ」、「国際法Ⅱ」、「国際経済法」、「貿易投資法Ⅰ」、「貿易投資法Ⅱ」、「国際機構法」、「国際協力法」、「国際法研究Ⅰ」、「国際法研究Ⅱ」の科目群を三人の教官が持ち回りで担当していく予定である。

「国際私法」分野では、根本洋一が一九九一年度から二〇〇三年度まで「国際紛争と裁判管轄」、二〇〇〇年度から二〇〇三年度まで「国際商事仲裁」を担当し、二〇〇四年度からは「国際私法総論」（法曹実務専攻科目）及び「国際私法各論」を担当している。

「外国法」分野では、ガブリエレ・パシユケ（ラトケ）が一九九〇年度から一九九三年度まで「ヨーロッパ

九 租 税 法

取引法」、「ヨーロッパ法政経済」を担当した後、須網隆夫（一九九四年度と一九九五年度）がそれを引き継ぎ、一九九八年度からは庄司克弘が他大学へ移転するまでの二〇〇三年度までに担当したが、途中からEC法、EC法とWTO、EC司法域内協力論へと科目名が変更された。それから戦憲斌が一九九一年度から一九九六年度まで「アジア法政経済」、「アジア諸国との取引と法」及び「社会主義諸国との取引と法」を担当したが、中国へ帰った後は数年間非常勤に依存したがその後のカリ改正に伴い科目が廃止された。

本学における租税法教育は、一九七四年に碓井光明が経済学部にて赴任したことから始まる。碓井は、横浜国立大学経済学部経済学科の卒業生で、在学中は、成田頼明ゼミに所属して行政法を勉強した後、東京大学大学院法学政治学研究科公法専門課程に進学し、租税法研究の第一人者である金子宏の下で研究を修め、大学院修了後、本学で初めての租税法担当者として採用された。ただし、初期の講義科目名は、狭義の「租税法」ではなく、「財政法」または「公共財政法」とされ、租税の賦課徴収から、租税収入の公共サービスへの支出までに関する、いわば財務行政全般に係る法システムを教授する内容であった。碓井は本学に一七年間在籍し、その間、経済学部 に所属する法学という特色を存分に活かして、多彩な教育・研究活動を展開した。その成果は、『公共契約の法理論と実例』（一九九五年）、『要説 自治体財政・財政法（改訂版）』（一九九九年）、『要説 地方税のしくみと法』（二〇〇一年）、『要説 住民訴訟と自治体財務（改訂版）』（二〇〇二年）等の著書をはじめ、多数の論文・判例評釈となって現れている。

本学の法学教育は、一九九〇年に、独立大学院修士課程国際経済法学研究科が創設されたことによって、大きく発展するが、特に租税法の応用的かつ国際的な教育・研究を充実させるため、一九九一年四月から、東京大学を定年退官した、金子宏を迎えることとなった。これにより、租税法教育は、経済学部から協力講座として大学の国内租税法科目を担当する確井と、独立大学院に所属して国際租税法科目を担当する金子との二人の教授によつて行われることとなった。二人の教授を擁する租税法の教育・研究機関は、当時、東京大学法学部を除くときわめてまれであつたことから、本学の特色として、注目を浴びることとなった。

金子の教育・研究業績は、わが国の租税法研究の第一人者として言を俟たないところであるが、国際経済法学研究科に赴任された後においても、教育面では、数多くの学生の指導教官を担当しただけでなく、外国の一流の学者（ハーバード・ロースクールのオリバー・オルドマン教授やミュンヘン大学のクラウス・フォーゲル教授など各国を代表する租税法学者）を本学に招き、講義や研究会を通じて、学生や研究科スタッフを啓発した。また、研究面では、金子が研究委員長の時に、研究科の機関誌である『横浜国際経済法学』の創刊に尽力した。金子が研究科に赴任した一九九一年から、定年退職を迎えた一九九六年までの期間は、バブル経済の崩壊を受けて、様々な税制改革が行われた時期でもあつた。金子は、国・地方の審議会・委員会・研究会等において、税財政制度の立て直しのための活動を精力的に努めながらも、自身の教育・研究業績の集大成として、様々な編・著書を發表している。日本を代表する租税法体系書である、『租税法』を租税法改正のつど改訂したほか、『所得課税の研究』（編著、一九九一年）、『ジュリスト別冊 租税判例百選』（第三版、共編著、一九九二年）、『法律学小辞典』（新版、共編著、一九九四年）、『所得概念の研究』（所得課税の基礎理論上巻）（一九九五年）、『課税単位及び譲渡所得の研究』（所得課税の基礎理論中巻）（一九九六年）、『所得課税の法と政策』（所得課税の基礎理論下巻）（一九九六年）、『所得税の理論と課題』（木下和夫・金子宏編『二一世紀を支える税制の理論第二巻』（同年）などが代表といえよう。

確井は、一九九一年四月から、東京大学法学部に転出し、非常勤講師として、本学の国内租税法の教育を担当したが、国際経済法学研究科において租税法専攻を希望する学生数がきわめて多かったことを受けて、新たな国内租税法担当者として、一九九三年から岩崎政明が赴任した。

岩崎は、経済学部経済法学科に所属し、「公共財政法」等の講義科目を担当したほか、国際経済法学研究科において協力講座として開設されていた国内租税法科目と租税法演習等を担当した。その後、組織変更に伴い、二〇〇二年から大学院国際社会科学研究所に所属し、現在に至っている。

岩崎の研究テーマは、民商法を基礎として行われる取引の法的・経済的性質に整合的な租税法解釈適用の方法や租税行政救済法など、租税法と隣接法領域との間で生ずる矛盾・抵触を解決するための法技術の研究であるため、所得税を中心としながらも、法人税・相続税・消費税・地方税などに関する、非常に幅広い租税問題について研究業績を発表している。その例として、「相続税を巡る諸問題」（水野正一編著『資産課税の理論と課題』一九九五年）、「企業行動と租税」（確井光明・来生新編著『岩波講座 現代の法8・政府と企業』一九九七年）、「英国内地方税改革後の地方財政平衡化制度」（西谷剛他編『政策実現と行政法（成田頼明先生古希記念論集）』一九九八年）、「電子商取引と租税行政の変革」（小早川光郎他編『行政と法の支配（南博方先生古希記念論集）』一九九九年）、「電気通信・電子商取引の法と政策」（確井光明他編『公法学の法と政策（金子宏先生古希記念論集 上）』二〇〇〇年）があるほか、租税法教科書として、単著『ハイポセティカル・スタディ租税法』（二〇〇四年）がある。

国際租税法科目を主として担当した金子宏が一九九六年に退官した後、岩崎が、国内租税法科目と国際租税法科目を二年間担当した。しかし、その間も、国際経済法学研究科における租税法専攻志望の学生数が単年度において二〇人近くなるなどきわめて多く、また経済のグローバル化の潮流の中、国際租税法の教育・研究の必要性が高まったことを受けて、一九九八年に、国際租税法科目の担当者として、川端康之が赴任した。これにより、

租税法担当者二人体制が復活した。

川端は、独立大学院国際経済法学研究科における教育については、国際租税法科目である「国際租税法」「国際的租税回避」「租税条約」と租税法演習等を担当している。

川端の研究テーマは、国家間における税源配賦や市場メカニズムを前提とする租税会計の問題であるが、移転価格税制に関する先駆的研究を発表したことで知られている。本学赴任後の研究業績としては、『ドーンバーク原著アメリカ国際租税法（第三版）』（二〇〇一年）および『OECDモデル租税条約二〇〇三年度版』（二〇〇三年）の監訳書があるほか、「租税条約における受益者の意義と機能」（碓井光明他編『公法学の法と政策（金子宏先生古希記念論集）上』（二〇〇〇年）、「SPVをめぐる課税のあり方」（『租税法研究』三〇号、二〇〇二年）など、最先端の国際租税問題に関する研究があり、また教科書としても、共著『教材国際租税法Ⅰ・Ⅱ』（二〇〇三年）がある。

その後、いわゆる司法改革に伴う法科大学院の創設が決まり、本学においても、二〇〇四年四月より、大学院国際社会科学研究科の中に、専門職課程として、法曹実務専攻が開設され、また、新司法試験科目としても「租税法」が選択科目とされた。法曹実務専攻開設の準備段階において、国内租税法科目を担当していた岩崎が法曹実務専攻における試験科目「租税法総論」と所得税法関係科目、公法演習・公法総合演習等を担当することが予定され、国際社会科学研究科博士前期課程国際関係法専攻における国内租税法関係の修士論文指導等に支障が生ずるおそれがあったことから、二〇〇二年一〇月、新たに、吉村政穂が採用された。これにより、本学における租税法教育は、国内租税法二人、国際租税法一人の三人体制で行われることになり、全国的に見ても、きわめて特色のあるものとなった。

吉村の研究テーマは、証券発行の多様化と所得課税の問題で、広義における法人税の課税問題をファイナンスの視角から分析するものである。研究業績としては、「出資者課税——法人税」という課税方式（一）——（四完）

『法学協会雑誌』一二〇巻、二〇〇三年）、「所得計上時期の選択に関する覚書」〔ジュリスト〕一二六八号、二〇〇四年）などがある。

その後、最近における本学の租税法教育は、経済学部、大学院国際社会科学研究所博士前期課程国際関係法専攻、専門職課程法曹実務専攻、博士後期課程国際経済法専攻における様々な租税法科目および演習科目を、岩崎、川端、吉村が分担をして行う体制に移行している。

十 知的財産権および情報に関する法

近年、情報技術の発達・普及に伴って社会全体に知的財産権についての関心が高まっているが、本学においては早くから知的財産法制度に関する教育・研究体制の充実を図ってきた。一九八九年度、文部省において著作権行政の経験を有する河野愛を招き、大学院経済学研究科（後の国際経済法学研究科）経済関係法専攻に「知的財産権」及び「企業と情報」の講座を開設した。「知的財産権」では著作権制度、工業所有権制度のほか半導体集積回路の回路配置図、植物新品種、トレード・シークレットの保護など新しい法領域の教育研究を展開した。同時に、学部教育としても経済学部の専門教育科目として「知的所有権」を設けた。以後、この分野における教育・研究の充実・発展を図るため、継続的に文部省出身の教員を迎えている。

一九九二年度には後任として山中伸一を迎え、知的財産権に関連する教育・研究を進めた。この時期には、国際的にはGATTウルグアイ・ラウンドにおける知的所有権の貿易関連側面に関する交渉が注目され、それぞれの法領域及び社会経済に大きな影響を与えている。また、先端技術に関わるトレード・シークレットなど、企業

における情報保護のあり方についての関心が高まってきた。山中は、このような社会的課題を踏まえた教育・研究を進めた。

また、一九九五年度からは後任として吉田大輔を迎えた。この時期には、前述のGATTウルグアイ・ラウンド交渉の後、世界貿易機関(WTO)の設立協定に付属して「知的所有権に関する貿易関連側面に関する協定(TRIPS)」が締結されており、本学においても新たな教育・研究分野として取り上げている。また、いわゆるマルチメディアの製作・流通という社会の変化に対応した課題も研究対象のひとつと位置づけた。なお、一九九七年度のカリキュラム変更により、「知的財産権」を「技術情報と法」に、「企業と情報」を「情報の流通と法」に改めた。

一九九八年度からは後任として作花文雄を迎えた。この時期は、インターネットの急速な発達・普及が社会に様々な変化をもたらし、知的財産分野の法領域にも影響を与えている。「技術情報と法」においては主として特許権などの工業所有権を取り上げ、「情報の流通と法」においては著作権の課題を取り上げた。また、一九九九年度の大学院国際社会科学研究所(博士課程後期)の設置に伴い、「国際取引と知的財産権」を開設し、知的財産法制が直面する今日的課題について研究を深められるようにした。

二〇〇一年度からは後任として田口重憲を迎えた。この時期は、いわゆる知的財産戦略といわれる政策が打ち出され、著作権制度や産業財産権制度に対しても様々な改革をもたらす時期である。ネットワークを通じた情報やコンテンツの流通といった新たな形態に法制度がどのように対応していくべきかということが社会的にも重要な関心事となり、教育・研究課題としても注目された。

二〇〇四年度からは後任として大和淳を迎えた。同年度から、大学院国際社会科学研究所の前期課程を改組し、法曹実務専攻(法科大学院)が設置された。同時にカリキュラムも変更され、法曹実務専攻と国際関係法専攻に共通の「著作権法」が設けられた。新司法試験においては知的財産法が選択科目として設定されるため、その趣旨も念頭に置いた教育の工夫に努めている。

十一 政治・行政・国際開発協力学

国経法系の政治学系科目は、当初、天川晃が担当する「日本の政治」「国際政治」「対外政策決定」の三科目と鈴木幸夫が担当する「経済政策形成過程」「公共政策と官僚」「日本の財界」の三科目のみであった。天川は一九七四年に本学経済学部採用されて以来、本学を代表する政治学者として活躍した。天川は一九九〇年の国際経済法学研究科設置に伴い経済学部から移籍し、国経法系の政治学を担うこととなった。天川の専門研究領域は戦後占領史研究であり、「国際政治」と「対外政策決定過程」の講義も占領研究を基盤とするユニークなものであった。他方の鈴木幸夫はジャーナリズムの出身であり、日本の政策決定過程に関する講義を担当した。鈴木が一九九三年度をもって退官した後、「公共政策と官僚」は北村喜宣経済学部（国経法協力講座）によって一九九六七年の二年間にわたって開講され、「日本の財界」は客員教授として招聘した前田又兵衛が担当することになり、二〇〇〇年度まで開講された。

国経法系における政治学の専任スタッフは、一九九四年度から一九九七年度までは天川だけとなったが、一九九八年度からは行政学を専門とする小池治が専任スタッフに加わった。小池の担当科目は、「比較公共政策」「情報と政策決定」「政治経済学」であり、これらは大講座「情報化社会と法政策」の科目として開設され、非常勤講師によって担当されていたものである。このほかに国経法系の行政学科目としては、「日本の行政」がある。同科目は一九九一年と九二年は公法（行政法）の成田頼明が担当、一九九三年度は行政法の三邊夏夫、一九九四年度からは行政法の西谷剛が担当し、二〇〇三年度まで開講された。なお、小池の担当科目は、二〇〇二年度の法科大学院設置に伴うカリキュラム改定で「情報と政策決定」が「ガバナンスと行政改革」に、「政治経済学」が「比較公共政策特講」に代わった。

天川晃は二〇〇一年度をもって退官し、その後任には二〇〇三年度より桃島洋美が着任した。桃島は、「日本の

政治」と「国際政治」を担当し、「対外政策決定過程」については、退官した天川が非常勤講師として授業を担当した。

開発協力の分野では、一九九三年に岡田靖夫が「開発協力論」「開発協力行政」「国際協力行政ケーススタディ」担当教授として国経法系に着任した。岡田は旧運輸省の出身であり、長い間開発援助に取り組んできた実務経験豊富な教員である。一九九四年度には「総合演習」という複数教官による演習科目が立てられ、政治学・開発協力分野については「Eグループ」が編成された。Eグループ担当教員の当初の構成は、岡田、天川、森川俊孝、柳赫秀、北村喜宣、松尾弘であり、岡田が中心となって開発問題についての学際的な教育研究が展開された。

岡田は二〇〇〇年に定年退官し、その後任には同じく旧運輸省出身の池田龍彦が着任した。池田は、岡田の授業科目を引き継ぐとともに、「二世紀の開発戦略」という多様な外部講師によるオムニバス形式の授業を二〇〇二年度から始めるなど、国経法系における開発教育のいっそうの充実に尽力している。

特筆すべきことは、岡田・天川の退官を機会に、Eグループ教員の研究成果をとりまとめた『開発協力の法と政治』が二〇〇四年三月に出版されたことである。執筆者は、岡田、天川、池田、小池、松尾、森川である。同書では、開発協力の問題に対する開発経済学・法学・政治学のアプローチがわかりやすく説明されており、総合演習を引き継いだ「合同演習」の教科書としても利用されている。

最後に、国経法系の留学生特別プログラムについてふれておきたい。横浜国立大学では一九九五年より世界銀行の「インフラストラクチャー管理学プログラム（IMP）」を開講している。IMPは定員一五名のコホート制であり、全学体制で実施されているが、松田保彦が世界銀行との交渉窓口をつとめた経緯から国経法が事務局を引き受けている。IMPの初代ディレクターは岡田靖夫が務め、二〇〇一年度からの第二次プログラムにおいては、岡田に代わり天川が務め、その後久留島隆にバトンタッチした後に現在は池田がディレクターを務めている。第二次プログラムでは国経法系教員の関与が大幅に増え、来生新・柳・加藤・池田・小池・松尾が新たな英語科

目を提供することになった。また二〇〇一年度には、JICA（国際協力機構）との連携プログラム「法整備支援コース（英語名は Legal Studies and Development Program : LSDP）が発足した。法整備支援は、移行経済国の政府職員を対象に日本の法制度について英語で教育研究を行う特別プログラムであり、定員は七名である。法整備支援コースでは、田谷峻が Civil Law、田中利幸が Criminal Law、岩崎政明が Tax Law、根本洋一が Private International Law の授業を提供し、これに IMP で国経法教員が開講している六科目と非常勤講師による二科目を加えると、合計で一二の専門科目が英語で提供されている。法整備支援コースは二〇〇六年度から「法と公共政策コース（英語名は Law and Public Policy : LPP）」に拡充され、定員一〇名（法律七名、公共政策三名）となった。それに併せて開講科目も増やし、二〇〇七年度からは国際関係法専攻に所属するほとんどの教員が英語による講義を担当する予定となっている。